

令和3年8月18日	
資料提供	
担当課室	県民活動団体室
担当	谷・新解
電話	073-441-2053

特定非営利活動法人 健康とコミュニティを支援するなるコミ ～認定特定非営利活動法人に認定しました～

このたび和歌山県において、特定非営利活動法人健康とコミュニティを支援するなるコミを認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)に認定しましたのでお知らせします。

【法人概要】

法人の名称	特定非営利活動法人健康とコミュニティを支援するなるコミ
所在地	和歌山県和歌山市鳴神505番地の4
代表者	理事長 宇都宮 越子
活動目的	この法人は、地域に対して、医療・福祉・農業・観光等を通じた住みよい町づくり及びスポーツ・文化・経済・職業能力の発展を目指す事業を行い、豊かな地域に寄与する。
主な活動内容	・子供の健全育成(子供食堂) ・保健、医療または福祉の増進を図る活動(高齢者が集う「なるコミカフェ」) ・社会教育の推進(和歌山薬膳アンバサダー養成講座) ・災害援助活動(防災セミナー) ・まちづくりの推進(地元住民と協働で開催する「なるコミ祭り」) など
認定期間	令和3年8月17日から5年間 (引き続き認定NPO法人として活動する場合は有効期間の更新が必要)

和歌山県の認定法人数： 7法人(令和3年8月17日現在)
全国の認定法人数：1,172法人(令和3年6月30日現在)

※認定の要件及び税制上の優遇措置の詳細は別紙をご覧ください。

認定 NPO 法人とは

NPO 法人への寄附を促すことで NPO 法人の活動を支援するために設けられた制度です。
認定の要件及び税の優遇措置は下記のとおりです。

記

●認定の要件について

- ①パブリック・サポート・テスト(PST) (広く市民の支援を受けているかを判断する基準)に適合すること
 - ・実績判定期間における経常収入金額のうち寄付金等収入金額が 20%以上であること
 - ・実績判定期間の各事業年度で、3000 円以上の寄附者が年平均 100 人以上であること
- ②事業活動において共益的な活動の占める割合が 50%未満であること
- ③運営組織及び経理が適切であること
- ④事業活動の内容が適正であること
- ⑤情報公開を適切に行っていること
- ⑥事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦法律違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑧設立の日から1年を超える期間が経過していること
- ⑨欠格事由に該当しないこと

●税の優遇措置について

- ①認定NPO法人に寄附をした個人に対する寄付金控除

〈所得税〉

所得控除: 寄附金合計額から2千円を引いた金額をその年の総所得金額から控除できる

税額控除: 寄附金合計額から2千円を引いた金額の 40%相当額を所得税額から控除できる

※所得控除又は税額控除を選択可能 ※寄附金合計額は所得金額の 40%が限度

〈個人住民税〉

寄附金合計額から2千円を引いた金額の 10%を個人住民税額から控除

※寄付金合計額は所得金額の 30%が限度

※県(4%)と市町村(6%)とも、条例で指定されている場合

→和歌山県は「県内に主たる事務所又は従たる事務所がある法人」を対象として平成
23 年 9 月県議会で制定済

- ②認定NPO法人に寄附をした法人の損金算入限度額の拡大

一般寄付金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入することができる

- ③相続財産を認定NPO法人に寄附した場合の相続税の優遇措置

相続又は遺贈により取得した財産を寄附した場合、その財産は相続税の計算に算入されない

- ④認定NPO法人のみなし寄付金制度

収益事業の所得を特定非営利活動のために支出した金額は、その収益事業からの寄付金とみなされる。算入限度額は収益事業の所得の 50%または 200 万円のいずれか多い金額

詳しくは https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm

〈国税庁パンフレット「暮らしの税情報」－寄附金を支出したとき〉を参照ください